

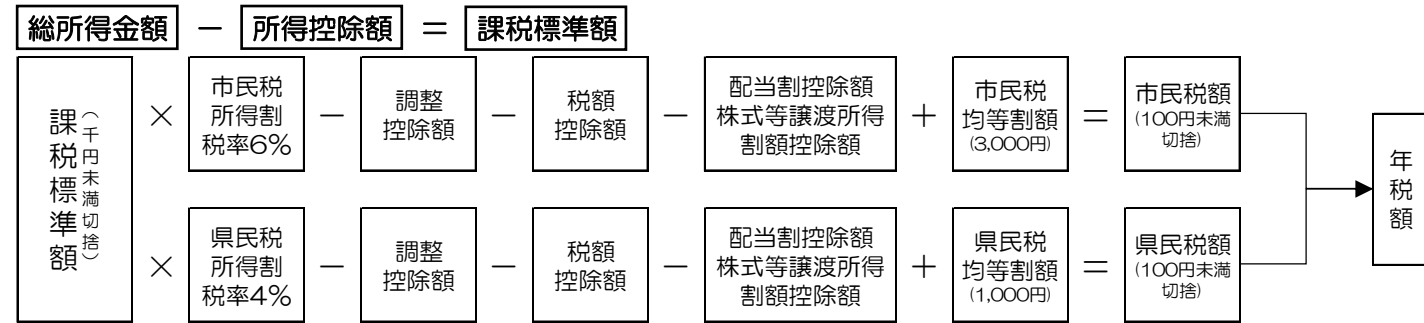


令和8年度分 市民税・県民税申告の手引き (令和7年分の所得と控除)

【申告書の提出期限】令和8年3月16日

◎一般的な市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は下の計算方法により算出されます。なお、分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。



※納税通知書の発送は6月中旬です。非課税の方は送付いたしません。

※市民税・県民税の均等割が課税される方は、年額 1,000 円の森林環境税(国税)が課税されます。

◎税率及び税額控除

1 【市民税県民税の税率】		
均等割	市民税3,000円	県民税1,000円
所得割(総合課税分)	市民税6%	県民税4%

2 【調整控除】
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

- <合計課税所得金額が200万円以下の方>
次の①②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
- <合計課税所得金額が200万円超の方>
①の金額から②の金額を引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を引いた金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者の所得	
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	配偶者の所得	900万円以下 5万円 900万円超 950万円以下 4万円 950万円超 1千万円以下 2万円
寡婦控除	1万円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満 5万円 50万円超 55万円未満 3万円
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円	扶養控除	一般 5万円 老人 10万円
勤労学生控除	1万円		特定 18万円 同居老親等 13万円

3 【配当控除】				
種類	課税所得金額		1千万円超の部分	
	1千万円以下の部分	1千万円超の部分	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

4 【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】		
区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

5 【住宅借入金等特別税額控除】
前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等(居住年が平成28年から令和7年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額)の100分の5に相当する金額を超える場合には、当該金額(97,500円を限度)に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特別取得及び特別特別取得を含む。)又は特例特別取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

6 【寄附金税額控除】
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 住所地の道府県又は市町村が条例指定した寄附金

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、①と②の合計額を控除
①適用対象金額×10%
②適用対象金額×{90%- (0~45.945%)}

②の額については、個人住民税の所得割の20%を限度
また、(0~45.945%)とは、寄附者に適用される所得税の限界税率

★領収書等を添付又は提示。ふるさと納税の場合は、特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書でも代替可能

◎市民税・県民税が課税されない方

- 均等割・所得割ともにかからない(非課税の方)
 - (1) 生活保護法の規定により、生活扶助を受けている方
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 均等割がかからない方
 - 前年の合計所得金額が次の計算で求めた額以下の方
280,000円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+100,000円+168,000円
※168,000円の加算は、同一生計配偶者や扶養親族があるとき
- 所得割がかからない方
 - 前年の合計所得金額が次の計算で求めた額以下の方
350,000円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+100,000円+320,000円
※320,000円の加算は、同一生計配偶者や扶養親族があるとき

(参考) 上記2・3の限度額一覧

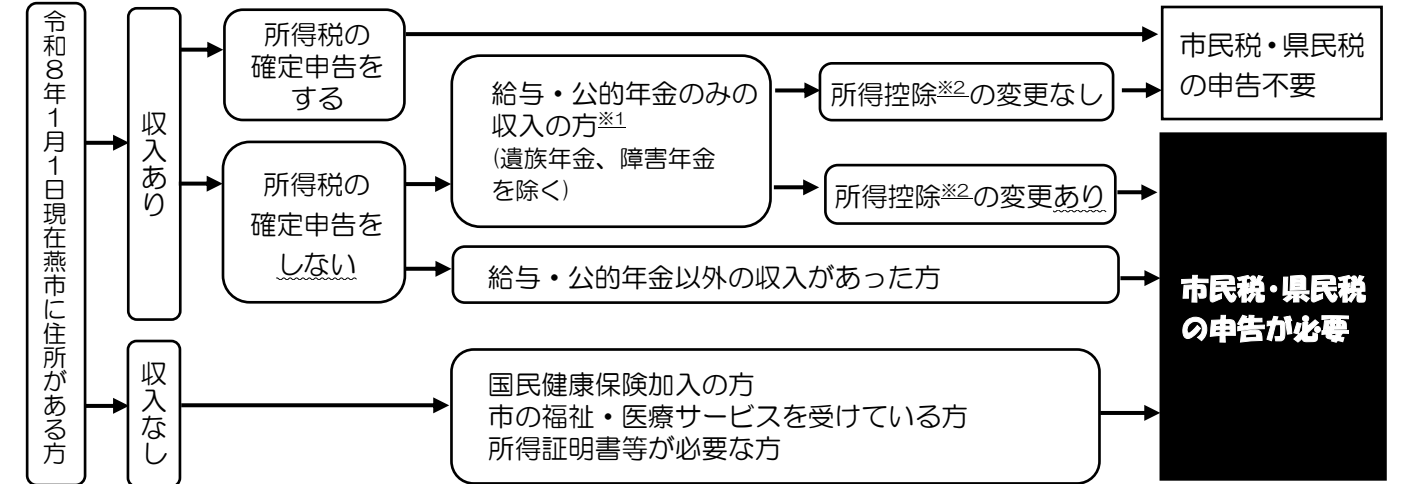
扶養の人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
均等割	380,000円	828,000円	1,108,000円	1,388,000円	1,668,000円	1,948,000円
所得割	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	2,520,000円

この手引きの内容は令和8年3月31日現在の法令をもとに記載しています

◎申告書の提出は混雑を避け、郵送または電子送信(収入がない方のみ)をお願いします

- 申告書が届き次第、早めの提出を。
- 自宅で書いて必要書類を同封し、ポストに投函するだけ。
- 電子送信(収入がない方のみ)であればスマホから簡単に申告が可能。
- 申告会場で長時間待つ必要がありません。
- 記入済の市民税・県民税申告書は、申告相談期間(2/16~3/16)の前から市役所税務課で受け付けています。(所得税の確定申告は、申告相談期間内での受付となります。ただし、2月15日以前でも税務署では申告を受け付けています(電話での事前予約が必要です)。

◎市民税・県民税の申告が必要な方



- ※1…給与および年金の支払者が市へ報告書を提出することになっています。ただし、支払者から提出がない場合は、市より申告書をお送りすることがあります。
- ※2…所得控除は、社会保険料(国税等)・生命保険料・地震保険料・医療費・扶養・障害者・寡婦・ひとり親控除等。

◎収入のなかった方も申告が必要です

国保などの各種保険料や保育料、児童手当などの各種制度の算定や判定に所得金額等が使用されています。申告がないと不都合が生じることがありますので、必ず申告してください。

申告書の書き方は次ページへ

◎提出方法

- 市民税・県民税申告書を記入のうえ、必要な書類を添えて下記のいずれかの方法で提出してください。
- ※昨年度より、申告書控え等への収受印は廃止されました。ご理解、ご協力をお願いいたします。
- 郵送で提出 …「燕市役所 税務課市民税1係 宛」に送付してください。
 - 市役所窓口へ持参し提出…市役所税務課 2階 ⑤・⑥番窓口へ提出してください。
申告期間中(2/16~3/16)の16:00までは申告相談会場でも受け付けます。
 - 電子送信で提出 …右記の二次元コードを読みとり、画面の案内に従って申告してください。

◎必要な書類

- 市民税・県民税申告書(申告書は燕市HPからもダウンロードできます)
- 前年中の所得が分かる書類(源泉徴収票など)
- 各種控除証明書(次ページ以降の★マーク参照)
- マイナンバーおよび本人確認ができる書類の写し(マイナンバーカード または マイナンバー通知カード+運転免許証など)



市民税・県民税の電子送信の申告はこちらから
※収入がない方のみ



市民税・県民税申告書の様式ダウンロードはこちらから

問い合わせ先・提出先

〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地
燕市役所税務課市民税1係 2階⑤・⑥番窓口
TEL 0256-77-8142(直通) ※受付は開庁日 8:30~17:15

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 および

4 所得から差し引かれる事項

13 社会保険料控除	健康保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・国民年金基金掛金・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの社会保険料を支払った場合。控除額は、支払った保険料の全額。	★社会保険料（国民年金保険料）控除証明書など																				
14 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金や個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金を支払った場合。控除額は、支払った掛金の全額。	★支払った掛金額の証明書																				
15 生命保険料控除	生命保険や生命共済などについて支払った保険（配当金を除く）がある場合。控除額は、一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料について、それぞれ下表により計算した金額の合計（最高 70,000 円）。	★支払額などの証明書																				
	介護医療保険料や H24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（ 新契約 ）に係る控除	H23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（ 旧契約 ）に係る控除																				
	<table border="1"> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>12,000 円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>15,000 円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001 円～32,000 円</td> <td>支払保険料×0.5+6,000 円</td> <td>15,001 円～40,000 円</td> <td>支払保険料×0.5+7,500 円</td> </tr> <tr> <td>32,001 円～56,000 円</td> <td>支払保険料×0.25+14,000 円</td> <td>40,001 円～70,000 円</td> <td>支払保険料×0.25+17,500 円</td> </tr> <tr> <td>56,001 円以上</td> <td>28,000 円</td> <td>70,001 円以上</td> <td>35,000 円</td> </tr> </table>	支払保険料	控除額	支払保険料	控除額	12,000 円以下	支払保険料の全額	15,000 円以下	支払保険料の全額	12,001 円～32,000 円	支払保険料×0.5+6,000 円	15,001 円～40,000 円	支払保険料×0.5+7,500 円	32,001 円～56,000 円	支払保険料×0.25+14,000 円	40,001 円～70,000 円	支払保険料×0.25+17,500 円	56,001 円以上	28,000 円	70,001 円以上	35,000 円	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額																			
12,000 円以下	支払保険料の全額	15,000 円以下	支払保険料の全額																			
12,001 円～32,000 円	支払保険料×0.5+6,000 円	15,001 円～40,000 円	支払保険料×0.5+7,500 円																			
32,001 円～56,000 円	支払保険料×0.25+14,000 円	40,001 円～70,000 円	支払保険料×0.25+17,500 円																			
56,001 円以上	28,000 円	70,001 円以上	35,000 円																			
	※新契約と旧契約の両方がある場合は、それぞれの控除額の合計（最高 28,000 円）。ただし、旧契約のみの控除額が 28,000 円を超える場合は、旧契約の控除額（最高 35,000 円）が適用されます。																					
16 地震保険料控除	損害保険契約等について支払った地震等損害部分の保険料（契約者配当金を除く）がある場合。控除額は、下表により計算した金額。	★支払額の証明書																				
	地震保険料	支払額×0.5（最高 25,000 円）																				
	旧長期損害保険料	支払額 5,000 円以下…全額 支払額 5,000 円超…支払額×0.5+2,500 円（最高 10,000 円）																				
	※地震と旧長期の両方あるときはそれぞれの合計額（最高 25,000 円）。同一契約で両方あるときは控除額の大きい方が適用されます。																					
17 寡婦控除	ひとり親に該当せず、次の①②のいずれかに該当する場合（住民票の続柄に「妻（未届）」の記載がある場合を除く）。 ①夫と離別後再婚しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が 500 万円以下の方 ②夫と死別後再婚していない方や夫が生死不明の方で、合計所得金額が 500 万円以下の方 控除額は、26 万円。																					
18 ひとり親控除	未婚又は死別、もしくは離別の方や配偶者が生死不明の方で、合計所得金額が 500 万円以下で、総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子のある場合（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合を除く）。 控除額は、30 万円。																					
19 勤労学生控除	学生及び生徒の方で合計所得が 85 万円以下で、その内自己勤労によらない所得が 10 万円以下の場合。 控除額は、26 万円。	★学生証																				
20 障害者控除	本人・同一生計配偶者・扶養親族が障害者の場合、控除額は下記のとおり。	★障害者手帳、障害者控除対象者認定書																				
	障害者	26 万円																				
	特別障害者（身体 1・2 級、精神 1 級、療育 A 級等）	30 万円																				
	同居特別障害者	53 万円																				
21 22 配偶者控除、配偶者特別控除	合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする合計所得金額が 133 万円以下の配偶者がいる場合、控除額は以下の表のとおり。 ・控除対象配偶者：合計所得金額が 1,000 万円以下である申告者の配偶者 ・老人控除対象配偶者：控除対象配偶者のうち 70 歳以上の方（S31 年 1 月 1 日以前生） ※申告者の合計所得金額が 1,000 万円超で、生計を一にする合計所得金額が 48 万円以下の配偶者がいる場合は、「同一生計配偶者」に☑をしてください。																					
	申告者の合計所得	900 万円超	950 万円超																			
	配偶者の合計所得	900 万円以下	950 万円以下																			
	配偶者控除	一般	33 万円	22 万円	11 万円																	
		老人	38 万円	26 万円	13 万円																	
	配偶者特別控除	58 万円超～100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円																	
		100 万円超～105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円																	
		105 万円超～110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円																	
		110 万円超～115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円																	
		115 万円超～120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円																	
		120 万円超～125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円																	
		125 万円超～130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円																	
		130 万円超～133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円																	

※注意※

「市民税・県民税」と「所得税」では各控除額、基準が異なるものがあります。

市民税・県民税申告書の書き方

- 令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの所得金額・所得控除等についてご記入ください。
- 所得金額とは、収入金額から、その収入を得るための必要経費を差し引いたものです。

●収入がなかった方
●遺族年金・障害年金・失業給付などの非課税収入のみの方

収入はありませんでしたにチェックし、裏面の「17 前年中に収入がなかった方などの記載欄」の該当する箇所に記入してください。
※昨年度までとはチェック欄の位置が変更されています。

収入がなかった方は、裏面の「17 前年中に収入がなかった方などの記載欄」の該当する箇所に記入してください。



23 扶養控除・特定親族特別控除	扶養控除…生計を一にする親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合、控除額は以下のとおり。	
	昭和 31 年 1 月 1 日以前生まれ	老人扶養 38 万円 同居老親等 45 万円
	昭和 31 年 1 月 2 日～平成 15 年 1 月 1 日生まれ	一般扶養 33 万円
	平成 19 年 1 月 2 日～平成 22 年 1 月 1 日生まれ	特定扶養 45 万円
	平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日生まれ	
	※同居老親等とは、自己または配偶者の直系尊属で自己や配偶者と同居を常況とする方 ※16 歳未満の扶養親族については、(控除対象外)の欄に記入してください。	
	特定親族特別控除…居住者と生計を一にする特定親族で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の場合、控除額は以下のとおり。※令和 8 年度より新設	
	特定親族の合計所得	控除額
	58 万円超～95 万円以下	45 万円
	95 万円超～100 万円以下	41 万円
	100 万円超～105 万円以下	31 万円
	105 万円超～110 万円以下	21 万円
	110 万円超～115 万円以下	11 万円
	115 万円超～120 万円以下	6 万円
	120 万円超～123 万円以下	3 万円
24 基礎控除	合計所得金額(2,500 万円超を除く)に応じて控除。控除額は、以下のとおり。	
	・2,400 万円以下 …430,000 円	
	・2,400 万円超～2,450 万円以下…290,000 円	
	・2,450 万円超～2,500 万円以下…150,000 円	
26 雑損控除	災害や盗難などにより住宅や家財などに損害を受けたときで、やむを得ない支出(災害関連支出)をした場合。控除額は、[損失額-保険金等-総所得金額等の 10%] か [災害関連支出-保険金等-5 万円] のいずれか多い方の金額。	★災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書
27 医療費控除	申告者や生計を一にする親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合。控除額は、支払医療費-保険金等で補てんされる額- [総所得金額等の 5% (10 万円超の場合は 10 万円)] ※限度額 200 万円	★医療費の明細書
27 セルフメディケーション税制	申告者が健康診断や予防接種等一定の取組を行い、自己や生計を一にする親族のために購入した特定の医薬品の金額が 12,000 円を超えた場合(医療費控除と合わせて適用は不可)。控除額は、購入金額-保険金等で補てんされる金額-12,000 円 ※限度額 88,000 円	★セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組を行った証明書

11 事業専従者に関する事項

生計を一にしている配偶者やその他の 15 歳以上の親族が本年中に 6 か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者) 1 人につき、次の(1)(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。
(1) 860,000 円(配偶者以外の親族の場合は 500,000 円)
(2) 専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)

1 収入金額等 および 2 所得金額

ア・① 営業等	卸売業・小売業・製造業・サービス業・外交員・私塾経営・大工など農業以外の事業から生ずる所得	申告書裏面の 7 営業・農業・不動産所得に関する事項で総収入と必要経費等を計算して記入してください。
イ・② 農業	田・畑・果樹・家畜類の飼育・酪農品の生産などにより生ずる所得	
ウ・③ 不動産	土地や建物、不動産の上に存する権利などの貸付けから生ずる所得(農地の小作料含む)	
エ・④ 利子	日本国外の銀行等に預けた貯金の利子や、東京市場で発行される債権のうち、源泉徴収が免除されているものの利子などの所得	
オ・⑤ 配当	法人から受ける利益の配当などの所得 申告書裏面の 8 配当所得に関する事項及び 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項(該当の方のみ)も記入してください。	
カ・⑥ 給与	給与や俸給、賃金、賞与などの所得 源泉徴収票がない方は申告書裏面の 6 給与所得の内訳で収入金額を計算してください。 ⑥欄は表 1 給与所得の計算表により計算し記入してください。	
キ・⑦ 雑(公的年金等)	国民年金や厚生年金、共済年金などの公的年金等の所得 ⑦欄は表 2 公的年金等に係る雑所得の計算表により計算し記入してください。(遺族年金、障害年金等を除く)	
ク・⑧ 雑(業務)	原稿料、シルバー人材センターの分配金、食料品の配達、内職などの所得。ネットオークションなどを利用した継続的かつ営利目的の個人取引による所得	申告書裏面の 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項に記入し、計算してください。
ケ・⑨ 雑(その他)	生命保険契約による年金(個人年金)など他の所得に当てはまらない所得	
コサ・⑩ 総合譲渡(短期・長期)	事業用の機械やゴルフ会員権など土地建物等以外の譲渡から生ずる所得 所有期間が 5 年以上の資産の譲渡が長期(5 年未満のものは短期)となります。	申告書裏面の 10 総合譲渡・一時所得に関する事項も記入してください(特別控除額の上限は 50 万円)。
シ・⑪ 一時	生命保険契約等の満期、解約等の一時金、賞金や懸賞当選金などの所得	

表 1 給与所得の計算表

給与収入金額(カ)	給与所得金額(⑥)
～ 650,999 円	0 円
651,000 円～1,899,999 円	収入金額-650,000 円
1,900,000 円～3,599,999 円	収入金額÷4 ×2.8-80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	(千円未満切捨て) ×3.2-440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	収入金額×0.9-1,100,000 円
8,500,000 円～	収入金額-1,950,000 円

◎所得金額調整控除

次の場合は、下記控除額を給与所得から控除した後の金額を⑥に記入します。
(1) 給与等の収入 850 万円超で下記のいずれかに該当する場合
・本人が特別障害者
・23 歳未満の扶養親族を有する
・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。該当の場合は、16 所得金額調整控除に関する事項に記入してください。
控除額=(給与等の収入額-850 万円)×0.1 (給与等の収入額は 1 千万円を限度)
(2) 給与所得と年金所得の双方を有し、その合計の所得が 10 万円超の場合
控除額=(給与所得+年金所得)-10 万円 (給与所得、年金所得それぞれ 10 万円を限度)
※(1)の控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得から控除します。

表 2 公的年金等に係る雑所得の計算表

年齢区分	年金収入金額(キ)	雑所得(⑦)
S36 年 1 月 1 日以前に生まれた方 (65 歳以上)	330 万円未満	収入金額-1,100,000 円
	330 万円以上～410 万円未満	収入金額×0.75-275,000 円
	410 万円以上～770 万円未満	収入金額×0.85-685,000 円
S36 年 1 月 2 日以後に生まれた方 (65 歳未満)	770 万円以上～1 千万円未満	収入金額×0.95-1,455,000 円
	1 千万円以上	収入金額-1,955,000 円
S36 年 1 月 2 日以後に生まれた方 (65 歳未満)	130 万円未満	収入金額-600,000 円
	130 万円以上～410 万円未満	収入金額×0.75-275,000 円
	410 万円以上～770 万円未満	収入金額×0.85-685,000 円
S36 年 1 月 2 日以後に生まれた方 (65 歳未満)	770 万円以上～1 千万円未満	収入金額×0.95-1,455,000 円
	1 千万円以上	収入金額-1,955,000 円

◎公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 1 千万円を超える場合は、公的年金等控除額が引き下げられます。上表の[枠内部分]の金額から、以下の金額を差し引いて計算してください。
・1 千万円超～2 千万円以下…10 万円
・2 千万円超 …20 万円

◆…令和 8 年度(令和 7 年分)の市民税・県民税申告より改正があった点です。基礎控除額など、所得税のみの改正で市民税・県民税の改正がないものもありますのでご注意ください。